

中野市小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領

(主 旨)

第1 この要領は、市が管理する道路の小規模維持補修工事の契約に係る民間委託を行うにあたっての施工体制確認型契約方式の試行に関する必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2 中野市が管理する道路施設の破損等（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を除く。）により市民に著しい不便が生ずるおそれのある次の工事を対象とする。

- (1) 道路施設等を適切な状態に保つために実施する舗装修繕、側溝土砂撤去、草刈、構造物小修理等の維持補修工事
- (2) 事故予防等緊急に措置を要する工事
- (3) その他市長が特に必要と認めた工事

(基本的な提案参加資格要件)

第3 対象工事等の参加者（中野市小規模維持補修工事等特定共同企業体試行要領（以下「共同企業体試行要領」という。）に基づく特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による提案参加にあつては、各構成員）に必要な資格（以下「提案参加資格要件」という。）は、参加表明書提出時に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 中野市建設工事等競争入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 市発注のほかの対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 市発注のほかの対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、対象工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- (8) 市発注のほかの対象工事の入札において、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(9) 参加者（共同企業体にあつては構成員の全て）は、市税等徴収金に滞納がないこと。

（具体的な提案参加資格要件）

第4 施工体制提案に参加する者は、参加表明書提出時に第3の(1)～(9)に掲げる要件のほか、以下の要件を満たしていなければならない。ただし、ウについては契約締結時までには要件を満たすものとする。

ア 「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」のいずれか、かつ「舗装」の入札参加資格を有する者であること。

ただし、共同企業体にあつては、共同企業体試行要領第4に規定する条件を満足すること。

イ 当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。

ウ 契約時に法定外労働災害補償制度（経営事項審査における対象要件と同じ）に加入していること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事等の契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

- 2 提案は、単体企業又は共同企業体のいずれかにより参加することができる。
- 3 共同企業体で施工体制提案に参加する者は、共同企業体試行要領に基づき、第10の参加表明書提出に合わせて、市長あてに入札参加資格申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。
- 4 共同企業体を結成した者は、当該地域の道路施設に係る小規模維持補修工事等に対して単体企業での参加表明はできない。

（実施協議）

第5 市長は、応募要件等を建設工事等業者選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

（参加表明書及び施工体制提案書収集に係る公告掲載）

第6 市長は、対象工事等について参加表明書及び施工体制提案書の収集をしようとするときは、次の事項について市の公式ホームページへ公告を掲載するとともに、その他適当な方法により周知するものとする。

- (1) 工事等の概要
- (2) 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件
- (3) 施工体制提案を求める具体的内容
- (4) 参加表明書及び施工体制提案書の作成・提出に係る事項

(5) その他市長が必要と認める事項

(参加表明書及び施工体制提案書の収集期間)

第7 参加表明書の収集をする期間は、公告の日から概ね10日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。

2 施工体制提案書の収集をする期間は、公告の日から概ね15～30日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。

(説明会の開催)

第8 市長は、必要に応じて説明会を開催するものとする。

(公告内容等に対する質問・回答)

第9 公告の内容等に対する質問は、質問書(任意様式)により、公告掲示の日から施工体制提案書提出期限の5日前の17時までとする。

2 施工体制提案内容に係る質問の場合の回答は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたはメール等により施工体制提案書提出期限の2日前の17時まで回答する。なお、市が求める施工体制提案項目に係る質問及び施工体制提案書等の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、中野市公式ホームページで公表する。

(参加表明書の内容及び様式)

第10 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

(1) 参加表明書(様式1)

(2) 参加要件資料(様式2)

ア 業種及び資格総合点数

イ 中野市入札参加資格を有する本店又は営業所の所在地

ウ 共同企業体試行要領に基づき結成された特定共同企業体においては、共同企業体の名称、代表者の所在地、各構成員の業種など

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 共同企業体試行要領に基づき結成された特定共同企業体にあつては、同要領第8条に定める小規模維持補修工事等特定共同企業体入札参加資格申請書及び入札参加資格審査に係る関係書類並びに小規模維持補修工事等特定共同企業体協定書

(参加表明書の審査)

- 第11 市長は、提出された参加表明書を審査し、参加要件資料審査結果表（様式3）を作成するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて参加表明書提出者に対しヒアリングを行うものとする。
 - 3 虚偽の記載事項がある参加表明書は無効とする。
 - 4 第1項の審査の結果、要件を満たす者に対して、通知（様式4-1）するものとする。

(参加要件を満たさない者に対する理由の説明)

- 第12 市長は、参加表明書提出者のうち対象工事等について、要件を満たさないため施工体制提案書の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知（様式4-2）するものとする。既に非該当者の施工体制提案書が提出されている場合は速やかに返却するものとする。
- 2 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（中野市の休日を含めない。）以内に、市長に対して、書面により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 3 市長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に説明を求めた者に対して回答（様式5）するものとする。

(施工体制提案書の内容及び様式)

- 第13 提出を求める施工体制提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 小規模維持補修工事においては、以下の書類等を提出すること。
 - ア 施工体制提案書（様式6）
 - イ 施工体制資料（様式7）
 - ① 配置予定技術者の氏名、年齢、資格、資格保有状況等
 - ② 労務者数・保有機械量・資材・資機材庫の位置・緊急時連絡体制・緊急時施工体制・独自の緊急時体制・同種工事の実績
 - ウ 価格提案書（別紙様式1）

工事に係る費用として総価及び工種ごとの施工単価

(施工体制提案書等の提出方法)

第14 第10に定める参加表明書等および第13に定める施工体制提案書等は、公告に示す提出期限までに郵送又は持参により提出するものとする。

2 第13に定める施工体制提案書等の提出にあたっては、次の方法により作成しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 総価及び工種ごとの施工単価を記載した見積書（以下「価格提案書」という。）を中封筒に入れ、封かんのうえ、封筒の表面に、工事等の名称「中野市小規模維持補修工事」及び工事箇所名、提案者の商号又は名称等を記載すること。
- (3) 外封筒には、上記（2）の中封筒及び第13に定める施工提案書等（別紙様式除く）を入れ、封筒の表面に「小規模維持補修工事」及び工事箇所名、提案者の商号又は名称、担当者名、担当者連絡先（電話番号、FAX番号）等を記載すること。
- (4) 特定共同企業体により施工体制提案を行う場合は、上記（2）及び（3）の提案者の名称等は、特定共同企業体の名称等とすること。ただし、代表者名で提案を行った場合は、特定共同企業体での提案と読み換えるものとする。

(施工体制提案書の審査)

第15 施工体制提案書の審査・評価を行うため、市長は、建設工事施工体制評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。当該委員会の委員長及び委員は次のとおりとする。

区分	委員長	委員
市	建設水道部長	市職員の中から委員長が指定する職員
その他専門的知識を有する者		該当業務に関する道路維持補修等に関し、専門的知識を有する技術職員の中から委員長が指定する者

- 2 委員会の委員長は、施工体制提案書の評価者として、市職員の中から2名以上、その他専門的知識を有する者の中から2名以上を指定するものとする。
- 3 提出された施工体制提案書は、委員会が評価者の意見を徴して審査し、施工体制提案書審査結果表（様式8）（ただし、価格評価部分を除く。）を作成するものとする。
- 4 委員会は、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。なお、提出された施工体制提案書について、過去に提出された提案内容と同程度以

上であり工事等の施工体制能力が維持され、かつ他の提案者がいないなどヒアリングが不要と委員長が判断する場合は、委員会の開催及びヒアリングについては、省略することができる。ただし、提案書の内容については、評価者から意見を徴し、その意見を踏まえて委員会評価をするものとする。

- 5 契約者が、特定共同企業体の場合で構成員の脱退があったときは、原則として委員会の委員長は委員会を開催し、特定共同企業体の施工能力を評価し、契約の継続の有無を判断するものとする。
- 6 施工体制提案書及び関係書類に虚偽の記載事項がある場合、当該施工体制提案書は無効とする。

(提案書の評価方法)

第16 提案書の評価は、価格点の評価を15点、価格以外の施工体制等の評価点を85点とする。

(価格提案書の開封)

- 第17 第13(1)ウ及び(2)ウに定める価格提案書の開封は、価格以外の評価審査が決定した後に行うものとする。
- 2 価格提案書の開封は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行うものとする。
- 3 開封は、公開とする。
- 4 市長は、開封に当該提案事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 5 価格提案書の提案比較書には、前項の規定により立ち会った職員が署名するものとする。
- 6 開封した中封筒は、提案書、外封筒とともに保存するものとする。

(特定者の選定及び決定方法)

- 第18 契約候補者の決定は、第15により評価した価格以外点に価格評価点を加えた合計点が最高の者とする。(以下「特定者」という。)ただし、緊急時に必要かつ十分な対応ができないと判断される場合には施工体制提案に参加した者を失格とする。
- 2 市長は、第15第3項の規定により作成した施工体制提案書審査結果表に価格評価点を加えたものを作成し、審査結果を踏まえ特定者を選定し、建設工事請負人等選定委員会の審議に付すものとする。
- 3 市長は、前項の規定による特定者に対して、その結果を通知(様式9)するものとする。
- 4 第2項により決定する際に、同点の場合は当該提案者に連絡のうえ、くじ

引きにより決定するものとする。なお、当該提案者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(非特定者の不服申立て)

第19 当該契約の相手方として特定されなかった者は、特定されなかったことに対して不服がある場合、公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領に基づき、市長に対して非特定理由を求めることができる。

(評価結果の公表)

第20 市長は、価格以外点及び価格点の評価結果を中野市公式ホームページに掲載するものとする。

2 前項の公表に伴う疑義照会は、行わないものとする。

(契約)

第21 市長は、施工体制提案に提出された工事に係る費用（価格提案書の総価及び提案単価）を上限とした見積書を特定者から徴取し、工種毎の施工単価をもって契約を締結するものとする。なお、見積書の全ての施工単価が、予め発注者が定めた各予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。

また、見積回数は2回を限度とし、なお予定価格を超えている場合は失格とする。

(契約の解除)

第22 市長は、次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) その責に帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工事経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認めるとき
- (3) 配置技術者を配置しなかったとき
- (4) 上記に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 受注者が、契約の解除を申し出たとき
- (6) その他施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき